

文部科学副大臣
武 部 新 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(令和7年4月)

鳥 取 県

いわゆるディープフェイクポルノによる子どもたちの性被害・性的搾取への対応について

《提案・要望の内容》

- 昨今、生成 AI 技術を利用するアプリ等を用いて実在する子どもの画像を加工し、本人の顔が分かる状態で衣服部分が脱がされている等の性的な合成画像を作成して、SNS 等を通じて第三者に共有する行為が確認されている。自らの画像を無断で性的画像に加工されることは、被害者にとって深刻な性的搾取かつ人権侵害であり、子どもであればなおさら、その心身の健全な成長に深刻な影響を与えうるものである。
- 現行の児童ポルノ法(※)は、実在する児童の性的自由を保護していると解されるどころ、このような行為は同法の規制対象とされるべきであるにもかかわらず、実際の摘発においては必ずしも厳正に取り締まられていない。
- 国は、児童ポルノ法に規定する児童ポルノの定義について、①実写の写真等のみならず、生成 AI 等により作成された画像も対象となること ②生成 AI 等により作成された性的画像について、顔部分が実在する児童の顔であると認識できる描写であれば、「実在する児童の性的描写」として児童ポルノに該当することを明確化するなど、法律に基づき厳正に取り締まるとともに、有体物のみならず、電磁的記録の作成を処罰することについても検討すること。
- 児童に対する性的搾取の防止について、国民に周知啓発するとともに、政府全体で未然防止策及び被害救済策を検討し、有効な対策を講じること。

(※)児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）

＜現状・要望＞

- 民間のネットパトロール団体等によると、いわゆるディープフェイクポルノの被害相談件数は増えており、卒業アルバム等から入手した実在する児童（中高生など）の画像を、顔が分かる状態でヌード画像に加工し、本名や学校、住所などの個人情報や「レイプしてください」など性犯罪をあおる投稿とともに SNS 上に投稿している事例もあるという。また、子どもが加害者となっている事例やいじめ・脅迫にこうした画像が使われている事例も確認されている。
- 実在する児童の顔を用いた性的画像は、たとえその一部が生成 AI により加工・合成されたものであっても、それによって現にこどもの性的搾取をされない権利が侵害されており、児童ポルノ法により取り締まられるべきと考えられるが、現行の運用においては、被害者から警察に訴えがあっても、こうした画像が取り締まられないという実情があると認識。また、被害者がこどもである場合、名誉毀損や肖像権侵害による訴訟提起も困難である場合が大半であると考えられる。
- 国におかれては、現に起きている被害の深刻さと、こどもがこうした状況の被害者・加害者・傍観者になることがその心身の成長にもたらす悪影響を踏まえ、児童ポルノ法の趣旨に則ってこうした画像を厳正に取り締まるとともに、こどもの性被害について国民により積極的かつ丁寧な周知啓発を行っていただきたい。

＜本県の取組＞

- 鳥取県においては、青少年をディープフェイクポルノの被害者にも加害者にもさせないため、青少年健全育成条例を改正し、児童ポルノ等の定義について、「生成 AI その他の情報処理に関する技術を利用し、青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態（当該青少年の容貌を忠実に描写したものであると認識できる姿態に限る。）を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録及びその記録媒体を含む」ことを県の解釈として明確化した。（令和 7 年 4 月 1 日施行）
- 今後、県全域での条例の周知啓発、学校現場におけるデジタルリテラシー教育の推進や、SNS に関する被害・悩みごとの相談窓口の運営等に取り組んでいく予定。